

議案第 8 号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和7年1月29日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

令和7年第1回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条の2の見出し及び同条中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第11条の3を削り、第11条の4を第11条の3とする。

第17条第1項各号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第18条第1項中「定める者」の次に「（以下「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第2条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「属する者」の次に「（以下「配偶者等」という。）」を加える。

第11条の2の見出し及び同条中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第12条を削り、第12条の2を第12条とする。

第18条第1項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第20条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第20条の2 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条の3 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この条例による改正後の杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 4 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第12条の2」を「第12条」に、「第11条の4」を「第11条の3」に改める。

- 5 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項及び第20条第6項中「第11条の4第1項」を「第11条の3第1項」に改める。

- 6 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項及び第22条第6項中「第12条の2第1項」を「第12条第1項」に改める。

（提案理由）

介護についての申出があった場合における措置等を定める等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（<u>小学校就学の始期に達するまでの子の</u>育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第11条の2 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の</u>育児又は要介護者の介護を行う職員の超過	（<u>3歳に満たない子</u>の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第11条の2 教育委員会は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子</u>の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過

勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第 1 1 条の 3 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前 2 項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(超勤代休時間)

(超勤代休時間)

第 1 1 条の 3 略

(特別休暇)

第 1 7 条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

2 略

(介護休暇)

第 1 8 条 教育委員会は、職員がその配

第 1 1 条の 4 略

(特別休暇)

第 1 7 条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

2 略

(介護休暇)

第 1 8 条 教育委員会は、職員がその配

偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他教育委員会規則で定める者（以下「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならな

偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他教育委員会規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

い。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第2条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第11条 略 2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第11条 略 2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する

者（以下「配偶者等」という。）で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項、第12条第1項及び第3項並びに第19条の2の2第1項において同じ。）を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致

者 _____ で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項、第12条第1項及び第3項並びに第19条の2の2第1項において同じ。）を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致

しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した２者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める２者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第１１条の２ 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

２ 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子

しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した２者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める２者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（３歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第１１条の２ 教育委員会は、３歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

２ 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「３歳に満たない子を養育する職員が当該子

を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</u>	3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子</u>の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。
	<u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u>
	<u>第12条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</u>
	2 <u>前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u>
	3 <u>前2項に規定するもののほか、小学</u>

(超勤代休時間)

第 1 2 条 略

(特別休暇)

第 1 8 条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 2 0 条の 2 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則

校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(超勤代休時間)

第 1 2 条の 2 略

(特別休暇)

第 1 8 条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 略

で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第20条の3 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3） 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附則第4項による改正（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の

一部改正)

新 条 例	旧 条 例
(職員団体のための職員の行為の制限の特例)	(職員団体のための職員の行為の制限の特例)
第2条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。	第2条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。
(1) 略	(1) 略
(2) 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第9条の5、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。） <u>第12条</u> 又は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。） <u>第11条の3</u> に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第10条及び第11条、学校教育職員勤務時間条例第13条及び第14条、幼稚園教育職員勤務時間条例第12条及び第13条又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規	(2) 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第9条の5、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。） <u>第12条の2</u> 又は杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。） <u>第11条の4</u> に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第10条及び第11条、学校教育職員勤務時間条例第13条及び第14条、幼稚園教育職員勤務時間条例第12条及び第13条又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規

則若しくは杉並区教育委員会規則
（以下「教育委員会規則」とい
う。）の規定による休日並びに勤務
時間条例第１２条、学校教育職員勤
務時間条例第１５条、幼稚園教育職
員勤務時間条例第１４条又は勤務時
間条例第１８条第２項の規定に基づ
く規則若しくは教育委員会規則の規
定により指定された代休日で、その
日に任命権者が特に勤務を命じてい
ない場合
(３)及び(４) 略

則若しくは杉並区教育委員会規則
（以下「教育委員会規則」とい
う。）の規定による休日並びに勤務
時間条例第１２条、学校教育職員勤
務時間条例第１５条、幼稚園教育職
員勤務時間条例第１４条又は勤務時
間条例第１８条第２項の規定に基づ
く規則若しくは教育委員会規則の規
定により指定された代休日で、その
日に任命権者が特に勤務を命じてい
ない場合
(３)及び(４) 略

附則第５項による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(給与の減額) 第１９条 職員が勤務しないときは、勤 務時間条例<u>第１１条の３第１項</u>に規定 する超勤代休時間及び休日（勤務時間 条例第１２条及び第１３条の規定によ る休日並びに勤務時間条例第１４条第 １項の規定により指定された代休日を いう。以下同じ。）である場合、勤務 時間条例第１５条から第１７条までに 規定する年次有給休暇、病気休暇（教 育委員会規則で定める日数を限度とす る。）及び特別休暇（生理休暇にあつ ては、教育委員会規則で定める日数を	(給与の減額) 第１９条 職員が勤務しないときは、勤 務時間条例<u>第１１条の４第１項</u>に規定 する超勤代休時間及び休日（勤務時間 条例第１２条及び第１３条の規定によ る休日並びに勤務時間条例第１４条第 １項の規定により指定された代休日を いう。以下同じ。）である場合、勤務 時間条例第１５条から第１７条までに 規定する年次有給休暇、病気休暇（教 育委員会規則で定める日数を限度とす る。）及び特別休暇（生理休暇にあつ ては、教育委員会規則で定める日数を

限度とする。)を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

(超過勤務手当)

第20条 略

2～5 略

6 勤務時間条例第11条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定により代えられた超過勤務手当の支給に係る次の各号に掲げる時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合の範囲内で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1)及び(2) 略

7 略

限度とする。)を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

(超過勤務手当)

第20条 略

2～5 略

6 勤務時間条例第11条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定により代えられた超過勤務手当の支給に係る次の各号に掲げる時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合の範囲内で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1)及び(2) 略

7 略

附則第 6 項による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（給与の減額） 第 2 1 条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第 1 2 条第 1 項 に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第 1 3 条及び第 1 4 条の規定による休日並びに勤務時間条例第 1 5 条第 1 項の規定により指定された代休日という。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第 1 6 条から第 1 8 条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあっては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 2 4 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 略 （超過勤務手当） 第 2 2 条 略 2 ～ 5 略 6 勤務時間条例第 1 2 条第 1 項 に規定する超勤代休時間を承認された場	（給与の減額） 第 2 1 条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第 1 2 条の 2 第 1 項 に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第 1 3 条及び第 1 4 条の規定による休日並びに勤務時間条例第 1 5 条第 1 項の規定により指定された代休日という。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第 1 6 条から第 1 8 条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあっては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 2 4 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 略 （超過勤務手当） 第 2 2 条 略 2 ～ 5 略 6 勤務時間条例第 1 2 条の 2 第 1 項 に規定する超勤代休時間を承認された場

合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の承認により代えられた超過勤務手当の支給に係る次の各号に規定する時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1)及び(2) 略

7 略

合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の承認により代えられた超過勤務手当の支給に係る次の各号に規定する時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1)及び(2) 略

7 略